

追 加 議 案 一 覧 表

第 2 5 号議案	瀬戸市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	1
第 2 6 号議案	高規格救急自動車（救急 2 号車）及び高度救命処置用資器材の買入れについて	3
第 2 7 号議案	瀬戸市国民健康保険条例の一部改正について	4

4年市長提出第25号議案

瀬戸市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

瀬戸市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年3月2日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

瀬戸市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年瀬戸市条例第29号）
の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第3条 <省略> 2 公務災害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。	第3条 <省略> 2 公務災害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。 <u>ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）以後も、なお従前の例により担保に

供することができる。

3 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）附則第70条第1項及び第71条第1項に規定する申込みに係る傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

（理 由）

この案を提出するのは、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和31年法律第107号）の一部改正に伴い、瀬戸市消防団員等公務災害補償条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

4年市長提出第26号議案

高規格救急自動車（救急2号車）及び高度救命処置用資器材の買入
れについて

本市は、次の内容により高規格救急自動車（救急2号車）及び高度救命
処置用資器材を買い入れるものとする。

令和4年3月2日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

1 買入物件 高規格救急自動車（救急2号車）及び高度救命処置用資器
材

2 形状及び 高規格救急自動車（四輪駆動）

資器材 高度救命処置用資器材及び感染症対応資器材

3 契約方法 指名競争入札

4 買入価額 36,410,000円

5 買入先 名古屋市熱田区桜田町20番34号

愛知日産自動車株式会社

代表取締役 高橋博文

（理由）

この案を提出するのは、高規格救急自動車（救急2号車）及び高度救命
処置用資器材の買入れに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取
得又は処分に関する条例（昭和52年瀬戸市条例第1号）第3条の規定に
より、議会の議決を求めるため必要があるからである。

4年市長提出第27号議案

瀬戸市国民健康保険条例の一部改正について

瀬戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年3月2日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例

瀬戸市国民健康保険条例（昭和36年瀬戸市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(一般被保険者に係る基礎賦課総額) 第7条の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者 (法附則第7条第1項に規定する退職被保険者 等（以下「退職被保険者等」という。）以外の 被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課 額（第16条及び <u>第16条の3</u> の規定により基 礎賦課額を減額するものとした場合にあっては 、その減額することとなる額を含む。）の総額 (以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号 に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見 込額を控除した額を基準として算定した額とす る。ただし、第21条第1項の規定による保険 料の減免を行う場合においては、第1号に掲げ る額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を 控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算 した額を基準として算定した額とすることがで きる。 (1) 当該年度における次に掲げる額の合算額	(一般被保険者に係る基礎賦課総額) 第7条の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者 (法附則第7条第1項に規定する退職被保険者 等（以下「退職被保険者等」という。）以外の 被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課 額（第16条の規定により基礎賦課額を減額す るものとした場合にあっては、その減額するこ ととなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課 総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込 額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額 を基準として算定した額とする。ただし、第2 1条第1項の規定による保険料の減免を行う場 合においては、第1号に掲げる額の見込額から 第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3 号に掲げる額の見込額を合算した額を基準とし て算定した額とができる。 (1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

<p>ア及びイ <省略></p> <p>ウ 法第81条の2第5項の財政安定化基金 拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>エ 法第81条の2第10項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p> <p>オ及びカ <省略></p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 アからウまで <省略></p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額</p> <p>(3) <省略> (基礎賦課限度額)</p> <p>第11条の6 第8条又は第11条の2の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第8条の基礎賦課額と第11条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第14条及び第16条第1項において同じ。）は、<u>65万円</u>を超えることができない。 (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第11条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第16条及び第16条の3の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第</p>	<p>ア及びイ <省略></p> <p>ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金 拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p> <p>オ及びカ <省略></p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 アからウまで <省略></p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額</p> <p>(3) <省略> (基礎賦課限度額)</p> <p>第11条の6 第8条又は第11条の2の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第8条の基礎賦課額と第11条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第14条及び第16条第1項において同じ。）は、<u>63万円</u>を超えることができない。 (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第11条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第16条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第</p>
--	--

という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第21条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができます。

(1) <省略>

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア <省略>

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(3) <省略>

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第11条の6の12 第11条の6の3又は第11条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第11条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第11条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第14条及び第16条第1項において同じ。)は、20万円を超えることができない。

(低所得者の保険料の減額)

第16条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第8条又は第11条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする。

1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第21条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができます。

(1) <省略>

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア <省略>

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(3) <省略>

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第11条の6の12 第11条の6の3又は第11条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第11条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第11条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第14条及び第16条第1項において同じ。)は、19万円を超えることができない。

(保険料の減額)

第16条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第8条又は第11条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)とする。

(1)から(3)まで <省略>	(1)から(3)まで <省略>
2 <省略>	2 <省略>
3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第8条又は第11条の2」とあるのは「第11条の6の3又は第11条の6の7」と、「 <u>65万円</u> 」とあるのは「 <u>20万円</u> 」と、第2項中「第11条」とあるのは「第11条の6の6」と読み替えるものとする。	3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第8条又は第11条の2」とあるのは「第11条の6の3又は第11条の6の7」と、「 <u>63万円</u> 」とあるのは「 <u>19万円</u> 」と、第2項中「第11条」とあるのは「第11条の6の6」と読み替えるものとする。
4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第8条又は第11条の2」とあるのは「第11条の8」と、「 <u>65万円</u> 」とあるのは「 <u>17万円</u> 」と、第2項中「第11条」とあるのは「第11条の11」と読み替えるものとする。	4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第8条又は第11条の2」とあるのは「第11条の8」と、「 <u>63万円</u> 」とあるのは「 <u>17万円</u> 」と、第2項中「第11条」とあるのは「第11条の11」と読み替えるものとする。
(特例対象被保険者等の特例)	(特例対象被保険者等の特例)
第16条の2 <省略>	第16条の2 <省略>
(未就学児の被保険者均等割額の減額)	
第16条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第11条又は第11条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第11条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。	
2 第11条第3項の規定は、前項に規定する額	

の決定について準用する。この場合において、
第11条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、
第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第11条の5」とあるのは「第11条の6の6又は第11条の6の10」と、「第11条第2項」とあるのは「第11条の6の6第2項」と、第2項中「第11条第3項」とあるのは「第11条の6第3項」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第16条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第11条又は第11条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第16条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（第11条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額

(2) 第1号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第11条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）

5 第11条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第11条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、

第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第11条の5」とあるのは「第11条の6の6又は第11条の6の10」と、「第11条第2項」とあるのは「第11条の6の6第2項」と、第5項中「第11条第3項」とあるのは「第11条の6の6第3項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第11条の6、第11条の6の12、第16条及び第16条の3の規定は、令和4年度分の保険料から適用し、令和3年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(理由)

この案を提出するのは、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）及び国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部改正に伴い、瀬戸市国民健康保険条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。